

国立大学法人九州大学年俸制適用教員の退職手当の特例に関する規程

平成26年度九大就規第6号  
制 定：平成26年12月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則(平成26年度九大就規第4号。以下「年俸制給与細則」という。)第1条に定める年俸制適用教員の退職手当の特例に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の特例)

第2条 年俸制適用教員には、国立大学法人九州大学職員退職手当規程(平成16年度九大就規第27号。以下「職員退職手当規程」という。)の規定を適用しない。

2 職員退職手当規程の適用を受けていた者で引き続き年俸制適用教員となった者(他の国立大学法人等(職員退職手当規程第11条に規定する他の国立大学法人等をいう。以下同じ。)の職員又は他の国立大学法人等において年俸制給与細則に相当する規程等の適用を受ける職員(以下「年俸制適用教員に相当する職員」という。)であった者で、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定により、引き続き本学に年俸制適用教員として採用される日の前日までの期間に対する退職手当を他の国立大学法人等から支給されていないものを含む。以下同じ。)には、職員退職手当規程の規定を準用し、退職手当を支給する。

第3条 前条第2項の規定による退職手当の額は、年俸制適用教員となった日(他の国立大学法人等において年俸制適用教員に相当する職員であった者で、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定により、引き続き本学に年俸制適用教員として採用される日の前日までの期間に対する退職手当を他の国立大学法人等から支給されていないものにあつては、最初に他の国立大学法人等において年俸制適用教員に相当する職員となった日。以下同じ。)の前日を、当該年俸制適用教員が自己の都合により退職した日とみなして、職員退職手当規程の規定を準用し、算定した額とする。

2 前条第2項に該当する者のうち、国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号)第13条第3項の規定により退職する場合の退職手当の額は、前項の規定により算定した額に、定年と退職年齢との差等を考慮した額を加算した額とする。

3 職員退職手当規程の適用を受けていた者で引き続き年俸制適用教員となった者が本学を退職し、引き続き他の国立大学法人等において年俸制適用教員に相当する職員となるときは、前条第2項の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

(その他)

第4条 年俸制適用教員の退職手当に関しこの規程に定めのない事項については、職員退職手当規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。